



「催眠商法」(SF 商法)に気をつけましょう

催眠商法（SF 商法）とは、狭い会場に人を集め、販売員が巧みな話術で場を盛り上げながら、ただ同然で日用品などを配り、冷静な判断ができない状態にした後で、高額な商品を売り付ける商法です。従来では、期間が1週間程度と比較的短期間で販売会を開催するケースが多く見られていました。

しかし、最近では、数カ月以上と長期にわたって販売会を開催し、ほとんど無料の日用品を目当てに通い続ける高齢者に対し、販売員が個別に声をかけて信頼関係を作り、最終的に高額な商品を次々に勧めていくケースが目立っています。

消費者本人や周囲が気付いたときには、次々と契約していたり、支払いが困難になるほどの量の商品を購入していたりする例もあります。



消費者庁イラスト集より



ひとことアドバイス



- 「粗品がもらえる」「販売員の話が楽しい」などの雰囲気にはひかれて、数カ月も会場に通い続け、その間に次々と高額な商品を契約させられてしまう、新たな手口の催眠商法（SF 商法）の相談が寄せられています。
- 個別に声をかけられ勧誘を受けると断るのが難しくなります。粗品や楽しい話につられて安易に会場に近づかないことが第一です。
- 長期間通い続けることで販売員との間に親しい関係性が構築され、断りにくい心理に陥ります。販売員の親切は契約させるための手口です。家族や周りの人も気を配りましょう。
- 困ったときには、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。**（[消費者ホットライン 188](https://www.188.go.jp/)）**



生活安全情報

小国警察署刑事生活安全課から

恋愛感情や親切心につけ込む手口「国際ロマンス詐欺」に注意！

SNS やマッチングアプリでのやり取りで親しくなったところに

- あなたに財産を譲りたい
受取には手数料が必要だから振り込んでほしい
- 儲かる投資話がある
一緒に稼ごう



などと話を持ち掛けられる手口の「国際ロマンス詐欺」が発生しています。

甘い儲け話には要注意！少しでも不審だと思ったら、絶対にお金を振り込まず、直ぐに警察に相談してください。

刈払機(草刈機)の使用中的事故にご注意ください！

刈払機による事故は、刈刃への接触や巻き込まれによる事故が半数以上を占めており、手指の切断などの重大な事故が発生しています。1年のうち5月と7～8月に事故が多く、これから夏場を迎えるに当たり、刈払機を使用する際には、以下の点に注意しましょう。



- ◇ ヘルメット、保護メガネや防振手袋など保護具を必ず装着し、事前に機器の点検を行ってから作業をしましょう。
- ◇ 作業をする場所に、小石や枝、硬い異物などがいないか確認し、除去を行ってから作業を開始しましょう。
- ◇ 障害物や地面などにぶつかって起きる刈刃の跳ね（キックバック）に注意しましょう。
- ◇ 刈刃に詰まった草や異物を取り除く際は、必ず機器を止めてから行いましょう。
- ◇ 作業者の家族や周囲の方は、作業者が安全対策をきちんと行っているか一緒に確認し、作業中も作業者に変わったことがないかを常に意識するようにしましょう。

7月・8月の消費生活法律相談

7月 8日(木) 13:30~15:30

8月12日(木) 13:30~15:30

*弁護士が無料でアドバイス(30分)

*電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話: 0238-24-0999

FAX: 0238-26-6072